

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-r.4.2）	とりまとめた資料-6	新たに設置することとした「燃料タック（SA）」について、軽油の保管方法として追記するとともに、旧方法について追記いたしました。 あわせて、既記載の移送ポンプを用いた給油方法について、美浜3号炉にて同様な設計実績があることを追記いたしました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-r.4.2）	とりまとめた資料-10	重大事故等対処設備の分類として、重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設定について、女川2号炉と同様であることを追記しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P45～P55, P58	【全般的な修正】 系統図の最新版への更新と誤記修正をいたしました。 系統図の情報を先行審査実績と同等とし、技術的能力にて使用する系統図と整合した系統図に修正いたしました。 また、系統図標題について、以下のとおり誤記を修正いたしました。 (旧) 系統概略図 (新) 系統概要図	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-r.4.2）	P128～P141, P154	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P47-2～16	【全般的な修正】 5.5.2 設計方針 各SA手段を構成する設備の記載について、以下のとおり修正いたしました。（複数設備を記載した末尾が「等」の場合は、接続に「及び、並びに」等を使用せず、すべて「，」で接続する） (旧) …は、○ポンプ及び○ポンプ、○タンク並びに配管・弁類、計測制御装置等で構成し、 (新) …は、○ポンプ、○ポンプ、○タンク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-r.4.2）	P47-2～62	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P47- 4, 5, 7, 8, 11, 12, 14, 16, 19, 23, 24, 26, 28, 30, 31	【全般的な修正】 上記の「及び、並びに」を「，」とする以外の記載について、以下の箇所接続詞の適正化を行いました。 ・複数の語句を並べる場合、○、○及び○並びに▲及び▲ また、P47-26の「注水設備並びに除熱設備」を「注水設備及び除熱設備」に修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	P47-7, 11, 18, 22, 23, 25, 30, 32, 39, 42, 44, 45, 48, 49, 51, 53, 61, 66, 67, 71, 85, 86, 92, 98, 101, 103	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P47-4, 7, 11	<p>【全般的な修正】</p> <p>5.5.2 設計方針 常設代替交流電源設備、可搬型交流電源設備、代替所内電気設備からの給電対象について、以下のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての代替電源から給電可能：代替格納容器スプレイポンプのみ 常設代替交流電源設備及び可搬型交流電源設備から給電可能：系統構成弁 常設代替交流電源設備から給電可能：その他すべて <p>直流電源給電について、ファット系故障時は「非常用直流電源設備」、ボート系故障時は「所内常設蓄電式直流電源設備」からの給電に修正しました。</p> <p>P4_47-4-1：系統構成弁の給電を非常用交流電源設備のみに修正 P7_47-4-3：主要な設備から代替所内電気設備を削除 P11_47-d-2：弁の電源供給について追記 P11_47-d-2：弁の電源供給について追記、ボート故障時のため直流給電を所内常設蓄電式直流電源設備に修正、その他設備から非常用直流電源設備を削除</p>	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	P47-6, 17, 21, 22, 31, 32, 42, 48, 52, 53	<p>同上</p> <p>P47-6, 17, 42：系統構成弁の給電を非常用交流電源設備のみに修正 P47-21, 22, 48：主要な設備から代替所内電気設備を削除 P47-31, 52：弁の電源供給について追記 P47-32, 53：弁の電源供給について追記、ボート故障時のため直流給電を所内常設蓄電式直流電源設備に修正、その他設備から非常用直流電源設備を削除</p>	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）		<p>【全般的な修正】</p> <p>5.5.2 設計方針 燃料補給設備からの燃料補給を記載する対象から、代替電源設備を除き、可搬型大型送水ポンプ車への補機駆動用燃料としての補給のみの記載に修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替電源設備：代替電源設備の構成設備に燃料補給が含まれるため記載しない 代替電源設備以外の可搬型設備：補機駆動用燃料としての使用のため記載し、「燃料タンク (SA)」を使用する設備として追記する <p>P6_47-3-3：代替電源設備への燃料補給のみのため、燃料補給設備の記載を削除 P7_47-3-3：同上（主要な設備から燃料補給設備を削除） P7_47-6-1：代替電源設備への燃料補給のみのため、燃料補給設備の記載を削除 P8_47-6-1：同上（主要な設備から燃料補給設備を削除） P9_47-8：代替電源設備への燃料補給のみのため、燃料補給設備の記載を削除 P9_47-8：同上（主要な設備から燃料補給設備を削除） P11_47-d-2：代替電源設備への燃料補給のみのため、燃料補給設備の記載を削除 同上（主要な設備から燃料補給設備を削除） P16_47-6-3：代替電源設備への燃料補給のみのため、燃料補給設備の記載を削除 同上（主要な設備から燃料補給設備を削除） P16_47-3-7：代替電源設備への燃料補給のみのため、燃料補給設備の記載を削除 P17_47-3-7：同上（主要な設備から燃料補給設備を削除）</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47-9 r.4.2)	P47-6, 17, 19, 21, 23, 24, 26, 27, 31, 34, 42, 47, 48, 49, 50, 52, 61	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47 r.4.2)	P47-8, 9, 31, 39 P47-5, 30, 34, 39	【全般的な修正】 格納容器再循環サンブ及び格納容器再循環サンブスクリーンの系統符号(A-, B-)について、先行記載例を確認結果、代替再循環として使用する場合においても、系統符号を付していないことを確認したことから、全的に削除しました。 代替再循環などで片系統のみSA設備として使用する場合でも、原子炉格納容器内の再循環切替に必要な水量は、再循環サンブの容量を上回り、原子炉格納容器最下層の一定レベルまで水没した状態となることから、格納容器再循環サンブの片系のみを使用する場合においても、系統符号を記載しないことといたしました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47-9 r.4.2)	P47-25, 102, 117 P47-10, 11, 44, 100, 107, 116	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47 r.4.2)	全般	【全般的な修正】 「原子炉建屋」について、原子炉格納容器、周辺補機棟、燃料取扱棟の許可申請書内の不整合が生じない建屋名称に修正するため、47条では、従前記載の「原子炉建屋」は「周辺補機棟」に全て修正しました。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47-9 r.4.2)	全般	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47 r.4.2)	P47-23	【多重の弁による隔離：記載の修正】 悪影響防止において、放射性物質による非放射性物質を含まない系統への悪影響防止について複数の弁による隔離による方針は、他の一般的なSA系統の悪影響防止の方針「弁による隔離」としておりましたが、従前と同様、複数の弁による隔離により物理的に隔離することに記載を変更いたしました。記載表現は、女川フィルタベント系の「隔離弁を直列に2個設置し」を取込んだ表現といたしました。(以下の変更の他、補助給水ビットと燃料取替用水ビットの分離も同じ表現といたしました。 (旧) 通常時は弁により他の系統と隔離及び放射性物質を含む化学体積制御設備と含まない原子炉補機冷却水設備を区分し、・・・ (新) 放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、放射性物質を含む化学体積制御設備と含まない原子炉補機冷却水設備との間に隔離弁を直列に2個設置し、	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】 (SA47-9 r.4.2)	P47-82, 83	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P47-26	【記載の明確化】 可搬型大型送水ポンプ車の配備台数について、注水設備の用途にて1セット1台、除熱設備の用途にて1セット1台を必要数とし、あわせて1セット2台を2セット必要数として保管する記載について、意図が明確となるよう次の追記をいたしました。 （旧）可搬型大型送水ポンプ車の保有数は、2セット4台 （振）注水設備及び除熱設備として1セット2台使用する可搬型大型送水ポンプ車の保有数は、2セット4台	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	P47-94	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P47-33, 35	【用語の統一】 著しい炉心損傷後の「溶融炉心」について、表現を統一いたしました。 （旧）残存溶融デブリ （新）残留溶融炉心	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	P47-26, 34, 108, 112	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	とりまとめた資料-1, 8 P47-1, 38, 50, 52	【用語の統一】 運転停止中の記載について、「発電用原子炉停止中」に記載を統一いたしました。 なお、本文47-18ページの標題に「原子炉停止中」の記載については、女川記載と整合させた記載として「原子炉停止中」のままいたします。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47 r.4.2）	P47-5, 6, 8, 12, 14 P47-14(低圧注入)	【誤記修正】 以下の誤記を修正いたしました。 （旧）高圧流入 （新）高圧注入 同様に「流入⇒注入」の誤記について、低圧注入とすべき箇所を併せて修正いたしました。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	P47-9, 12, 25, 39, 43, 51, 56 P47-15(低圧注入)	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】（SA47-9 r.4.2）	P47-35, 36	泊欄に泊記載を再掲した比較記載をしておりましたので、泊記載箇所（47-26, 27ページ）での比較のみに修正いたしました。 全般的な泊欄の再掲について削除した記載とすることも検討いたしましたが、次の箇所は、泊欄に再掲を残す理由を比較表に明示したうえで、泊欄の再掲記載を残すことといたしました。 ・比較表47-33, 34ページ：大飯の複数手段と泊の単一手段が対応し、かつ泊欄の記載が前出引用のため ・比較表47-14～18他：泊の記載（プラント状態及び機能喪失ごとに記載）と大飯の記載（複数のプラント状態及び機能喪失想定を一括記載）の比較が容易であるため	